

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 重 要 事 項 説 明 書 ＜令和 7年 4月 1日現在＞

【1】通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供する事業者

事業者	医療法人社団 飛翔会
代表者	理事長 寛田 司
所在地	広島市南区稲荷町3番20号
連絡先	TEL:082-568-7326 FAX:082-263-5233

【2】通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを担当する事業所

事業所	寛田クリニック	事業所番号	3410118719
所在地	広島市南区稲荷町3番20号		
連絡先	TEL:082-261-7030 FAX:082-261-7031		
管理者	寛田 司	管理者代行: 蛭江 共生(えびえ ともお)	

【3】事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援認定及び要介護認定を受けた方に対し、適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供します。
運営方針	◆通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なりハビリテーションを提供します。そして利用者の「心身機能」の維持回復と、日常生活の「活動性」を高め、家庭内や社会への「参加」を目指すものとします。 ◆介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なりハビリテーションを提供します。それにより「心身機能」の維持回復と、日常生活における「活動性」を高め、家庭内や社会への「参加」が可能となるよう図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとします。 ◆関係市町、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス事業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ◆事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとします。

【4】事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日、お盆、年末年始を除きます。土・日曜日はお休み) ※お盆と年末年始の休業日は改めてお知らせします。
営業時間	午前9時00分～午後5時00分

【5】事業所の職員体制

職種	職務内容と人員数			
管理者兼医師	常勤	1名	非常勤	1名
理学療法士	常勤	0名	非常勤	15名
看護師	常勤	0名	非常勤	2名
介護職員	常勤	3名	非常勤	9名

【6】利用定員等

区分	定員	サービス提供時間
1単位目(4F)	20名	午前9時00分～午後12時30分(月曜日～金曜日)
2単位目(4F)	20名	午後1時30分～午後5時00分(月曜日～金曜日)
3単位目(3F)	10名	午前9時00分～午後12時30分(月曜日～金曜日)
4単位目(3F)	10名	午後1時30分～午後5時00分(月曜日～金曜日)

【7】送迎

送迎	① 交通事情等により、送迎車の到着が、お知らせしているお迎え時間を10分程度前後することがございます。 ② 送迎サービスはご自宅から当事業所までです。 途中下車や寄り道はできません。 ③ 交通事情により、長時間乗車していただく場合があります。 車酔いなどされる方は事前にお知らせください。
----	---

【8】通常の事業の実施地域

事業の実施地域	<広島市> 南区は、大須賀町、松原町、京橋町、稲荷町、猿猴橋町、荒神町、東荒神町、西荒神町、西蟹屋、南蟹屋、的場町、金屋町、松川町、比治山町、比治山公園、比治山本町、段原、段原日の出町、段原山崎、段原南、上東雲町、東雲本町、霞、出汐、皆実町。 中区は、橋本町、幟町、鉄砲町、八丁堀、上八丁堀、基町、紙屋町、立町、本通、袋町、堀川町、中町、新天地、薬研堀、流川町、三川町、銀山町、弥生町、富士見町、田中町、西平塚町、東平塚町、鶴見町、宝町、昭和町、竹屋町、南竹屋町、国泰寺町、小町、大手町、平野町、東千田町、千田町、南千田西町、南千田東町、本川町、十日市町、猫屋町、土橋町、河原町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、中島町、加古町、住吉町、羽衣町、吉島町、吉島西、吉島東とする。 ※ 詳しくはご相談の上調整させていただきます。
---------	--

【9】サービス内容(1～2時間コース)

サービス内容	① 送迎 ② 健康チェック ③ 機能回復訓練 ④ 機能維持または機能向上訓練(介護予防) ⑤ その他医師の指示によるリハビリテーション ※送迎時間を除き、通所リハビリでの滞在時間は1時間30分となります。
--------	--

【10】保険証

保険証	初回ご利用時に確認させていただきますので、変更がありましたら、必ずお申し出下さい。 ① 介護保険証 ② 被爆者手帳 ③ 健康保険証 ④ 後期高齢者医療被保険者証 ⑤ 重度障害者医療受給者証 ⑥ 重度精神障害者医療費受給者証 ⑦ 介護保険負担割合証
-----	---

【11】費用

利用料	厚生労働省が定める基準によります。 (契約書別紙をご参照下さい)
負担割合について	自己負担金が介護保険負担割合証により、 <u>1割負担</u> 、または <u>2割負担</u> 、または <u>3割負担</u> になります。
医療費控除について	通所リハビリテーション及び予防通所リハビリテーションの利用料(保険適応分について)は、医療費控除の対象となります。 確定申告される場合は、地域包括支援センターまたはケアマネージャーが作成した居宅介護サービス計画書と領収書を税務署へご提出ください。
お支払い	ご利用月の翌月の初旬に請求書を発行します。翌月27日(休みの場合は翌営業日)にご指定の口座より振替させていただき、振替確認後、領収書を発行します。

【12】緊急連絡先とかかりつけ医

緊急連絡先	別紙、緊急連絡先等一覧表へ<u>2カ所</u>ご記入ください。 心身の状態が急変した場合、ご家族・居宅介護支援事業所にご連絡させていただきます。 電話番号などに変更がありましたら、必ずお申し出下さい。
かかりつけ医	かかりつけ医と服用中のお薬についてお知らせください。 かかりつけの病院やお薬が変更になりましたら、お申し出ください。 お薬の場合は、お薬の説明書またはお薬手帳をお持ち下さい。

【13】天候不良等によるサービス中止

サービス中止	気象庁から『警報』が発令中の場合は、ご利用者の安全に配慮し、通所サービスを中止させていただく場合があります。 その際は、こちらから連絡させていただきます。
--------	---

【14】事故発生時の対応

事故発生時の対応	市町村、ご利用者のご家族、担当のケアマネージャーへ連絡するとともに、必要な措置を講じます。
----------	---

第3者評価について	実施しておりません。
-----------	------------

【15】振替利用

振替利用	① 祝日等で利用日がお休みとなる方は、その週またはその前後の週で振替利用が可能です。 ② 振替日は送迎サービスがありません。 ③ 定員等の関係で事業所の受入れ可能な日に限りますので、あらかじめご相談ください。
------	---

【16】ご利用と中止

基本利用	① 利用日にお休みされる場合は、必ず当事業所までご連絡ください。 ② 毎週1回以上のご利用が基本です。お休みが多い場合には、一旦ご利用の中止のご相談をさせていただきます。 ③ 1ヵ月以上お休みされる場合または入院・入所となり長期間利用できない場合には、一旦中止とさせていただきます。 再度利用の開始については空き状況により対応いたします。
------	--

【17】契約解除

契約解除となる場合	① 他のご利用者の中傷するような暴言・暴力、またはそれに近い言動などがあり、相手方から訴えがある場合。 ② ご自分で判断され、指示の出していない過度な運動を行われる場合や、それによって体調不良や事故等の発生が予想される場合。 ③ 極度の被害妄想等による言動があり、他のご利用者に迷惑がかかる場合や、徘徊などにより、事故等の発生が予想される場合。 ④ ご利用者のリハビリ意欲が極端に低い場合。(始終「横になりたい」「帰りたい」と言われる方・リハビリ拒否される方)
-----------	--

【18】感染予防について

感染予防	① 発熱・せき・嘔吐・下痢などの人にうつる可能性のある症状がある方は、当日のご利用をお休みしていただき、すみやかに医療機関を受診されることをおすすめいたします。 また、その症状のある期間のご利用は休止とさせていただきます。 ② 医療機関で新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、嘔吐下痢症、ウイルス性結膜炎など、感染症の診断を受けられた方は、医師の許可が出るまでご利用の休止しをお願いいたします。
------	---

【19】同日診療について

同日診療	通所リハビリをご利用した日は、同日に寛田クリニックを受診する事をご遠慮していただいております。その為、通所リハビリをご利用された日以外での診療(注射やお薬を含む)のご利用をお願い致します。
------	---

【20】転倒予防

転倒予防	① 車いすご利用の方は、歩行される場合、必ず職員にお知らせ下さい。 ② 歩行困難で転倒の危険が高い方、また実際に自宅などでも転倒が多い方は、移動(クリニックビル内・リハビリフロアを含む)の際には、必ず車いすをご利用下さい。 ③ 上記①②について、ご承諾いただけない場合は、事故が発生した場合に当事業所の責任は不問とする旨の誓約書にご署名・捺印をいただきます。
------	--

【21】サービスに関する苦情・相談窓口

事業所の相談窓口	【担当者】 蛭江 共生(えびえ ともお) (管理者代行) 【受付時間】 9:00～17:00 【利用方法】 電話(261-7030)、面接(当事業所応接室) 苦情箱(2階受付カウンター左側) 【処理の流れ】 ① 関係者に事実確認 ② 書類作成 → 管理者に提出 ③ 利用者に連絡・対応 ④ 介護支援専門員に連絡 ⑤ 問題事項をまとめ検討会開催 ⑥ 確認事項の実施 → 状況の確認 以上の事項を迅速に行い、再発防止に努めます。 <他の指定居宅サービス事業者などとの連携を定期的に図り、発生しやすい事項については事前に対策をたてます>
保険者の窓口	●広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 TEL:082-504-2173 FAX:082-504-2136 ●南区厚生部福祉課高齢介護係 TEL:082-250-4138 FAX:082-254-9184 【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日・日曜日・祝日及び8月6日・年末年始はお休み
広島県国保連の窓口	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL:082-554-0782 FAX:082-511-9126 〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 【受付時間】: 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日・日曜日・国民の祝日及び12月29日～31日・1月1日～3日を除く。

【22】虐待に関する苦情相談の体制

事業所の窓口	虐待防止に関する責任者 氏名： えび え 蛸江 共生（管理者代行） TEL:082-261-7030 FAX:082-261-7031
	処理の流れ ① 虐待を受けたと思われる高齢者を発見、 虐待を受けた高齢者を発見、 高齢者または養護者からの相談を受けた場合、 ⇒ 速やかに地域包括支援センターへ通報、又は担当の介護支援専門員を通じて地域包括支援センターへ通報する。 ② 必要に応じて、地域包括支援センターの事実確認・ケース会議等への協力。 ③ 地域包括支援センターと連携して、継続した見守りと予防的な支援を行う。 以上の事項を迅速に行い、適切な対応に努めます。

【23】秘密保持・個人情報の保護

個人情報の保護	① サービス従業者は、正当な理由がない限り、ご利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た、ご利用者のご家族の秘密を漏らしません。 ② サービス事業者は、従業員が退職後、在職中知り得たご利用者のご家族の秘密を漏らすことがないよう就業規則に定めています。 ③ 「リハビリテーション会議」や「サービス担当者会議」において、サービス提供に必要な範囲でご利用者のご家族の個人情報を利用することをご了承下さい。 ④ サービスの利用が困難な状態で、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門医療機関などへの情報提供をさせていただきます。
---------	--

【24】準備物

持参物	必要に応じて、上着、タオル、お茶や水などの飲物、紙パンツ・尿取りパッド（着替え）をお持ちください。
-----	---

【25】その他

お願い	① ご利用時間中に、緊急時を除いての外出はできません。 ② サービス従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。 ③ 所持品の紛失、破損については責任を負いかねますので、貴重品や利用料以外の金銭はお持ち頂きませんようお願いいたします。 ④ この重要事項は、今後も必要に応じて追加・修正させていただきますことを、あらかじめご了承ください。
-----	--

令和 7年4月1日より実施する。